

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○河川管理規則の一部を改正する規則

(河川課)

一

告 示

○有害図書類の指定

(共同参画社会推進課)

三

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

三

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

四

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)

(同)

四

○土地改良区の定款変更の認可

(大河原地方振興事務所)

四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(情報システム課)

四

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

六

教育委員会

○平成九年宮城県教育委員会告示第七号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)の一部改正

七

規 則

河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三号

河川管理規則の一部を改正する規則

河川管理規則(昭和五十一年宮城県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は法第二十三条」を、「法第二十三条、第二十四条」に改め、「第二条第一項の許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を、「第三十四条第二項」の下に「の規定により許可若しくは登録に基づく地位を承継した者」を加え、「又は許可」を、「許可又は登録」に改め、同条第二項中「又は許可」を、「許可又は登録」に改める。

第十条中「又は許可」を、「許可又は登録の通知」に、同条第二号中「から第二十七条まで」を「の許可、法第二十四条の許可(法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く)、第二十五条の許可、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可(法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く)」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二十三条の二の登録の通知又は法第二十四条、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の許可(法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可に限る。) 様式第八号の八

第十一条中「又は法第二十三条」を、「法第二十三条、第二十四条」に改め、「の許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を加え、「許可(登録) 済標識」に、「又は許可」を、「許可又は登録」に改める。

第十二条第一項中「又は法第二十三条」を、「法第二十三条、第二十四条」に改め、「第二条第一項の許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を加え、同項第二号中「又は第二十四条の許可」を「若しくは第二十四条の許可若しくは法第二十三条の二の登録」に改め、同項第四号中「又は許可」を、「許可又は登録」に改める。

第十三条の見出し中「許可」を「承認等」に改め、同条中「許可又は承認」を「承認、許可又は登録」に、「許可等」を「承認等」に改める。

第十四条の見出し中「国の」を削り、同条中「国が行う事業に係る法第九十五条」を「法第三十七条の二、第五十八条の十二、第九十五条若しくは第九十九条第二項」に改める。

別表中二十一の項を二十二の項とし、五の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四の項中「から第二十七条までの規定による許可」を「の規定による許可又は第二十六条第一項若しくは第二十七條第一項の規定による許可(法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く)」の下に「(法第二十三條の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く)」を加え、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 法第二十三条の二の規定による登録又は法第二十四条、第二十六条第一項(一部) (一部)

三 法第二十三条の二の規定による登録又は法第二十四条、第二十六条第一項(一部) (一部)

若しくは第二十七条第一項の規定による許可（法第二十三条の二の登録の
対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可に限る。）の申請

様式第八号の七の次に次の一様式を加える。

様式第八号の8（第10条関係）

宮城県（ ）指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました水利使用については、河川法（昭和39年法律
第167号）第23条の2の規定により登録をしたので通知します。

また、この登録の対象となる水利使用に係る
 { 河川敷の占用 }
 { 工作物の（新築・改築・除却） }
 { 土地の形状変更 }

については、同法 { 第24条 } の規定により、別紙の条件を付して下記のとおり許
 可します。 { 第26条第1項 }
 { 第27条第1項 }

年 月 日

宮城県知事

印

記

- 1 河川の名称
- 2 発電施設の名称及び位置
- 3 従属元水利使用の名称等
- 4 取水口、注水口又は放水口の位置
- 5 取水量等
- 6 水利使用の期間
- 7 工期
- 8 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置 又は占用の場所	工作物の構造 又は能力	占用の面積	摘 要

9 土地の掘削等

種 類	場 所	土地の面積	摘 要

様式第十二号中

許可 済 標 識

を

許可 (登録) 済 標 識

を

許可の内容
許可の概要
許可を受けた者の住所及び氏名

許可 (登録) の内容
許可 (登録) の概要
許可 (登録) を受けた者の住所及び氏名

に「及び登録」を加える。

様式第十四号中「占用廃止・期間満了届」を「占用 (登録) 廃止・期間満了届」に改め、「許可」の下に「(登録)」を加える。

様式第十六号中「許可又は承認」を「承認・許可又は登録」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第六十二号

青少年健全育成条例 (昭和三十五年宮城県条例第十三号) 第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十六年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	黄金のGT 2014 2月号	(株)晋遊舎
二	雑誌	山崎大紀の本当にあった日な話 美女堪能!おとこの観光案内	(株)ぶんか社
三	雑誌	aya 2014 2月号	(株)宙出版
四	雑誌	Y h a i H i p & L i p 2014 2月号	(株)ワニマガジン社
五	雑誌	山崎大紀のアジアン美女めぐり	マイウェイ出版(株)
六	コミック	あまあま*パフェメ	(株)少年画報社
七	コミック	50042116 男子飼育の動物園	(株)コスミック出版
八	コミック	52891192 人妻静子のどうしようもない疼き	(株)日本文芸社
九	雑誌	52974190 世界残虐処刑史	(株)双葉社
十	書籍	7 ISBN9781415751304 781 殺人王 美食篇 〈地獄の晩餐会〉	(有)太陽出版
ISBN4188469135017			

二 指定理由

図書類の内容が、一から八までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、九及び十の図書類にあつては甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第六十三号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所
石巻市雄勝町名振字東二の一四・二の一六 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六十四号

多賀城市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 八幡地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六十五号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 新坂元駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六十六号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 新山下駅周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六十七号

山元町から山元都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画下水道

2 名称 山元町特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第六十八号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十六年一月二十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十六年一月二十八日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 佐 野 好 昭

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県電子県庁共通基盤システムに係るアプリケーション保守業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 委託期間 平成二十六年四月一日から平成二十八年五月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県庁舎内ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

イ 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

ロ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ニ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ホ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 本業務に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

9 過去二年以内に種類、規模をほぼ同じとする委託契約を締結し、かつ、履行した実績を有すること。

10 次に掲げる認証制度のいずれも取得していること。

- イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度
- ロ プライバシーマーク制度

11 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験のうち、次に掲げるいずれかの試験又は当該試験と同等と認められる資格試験の合格者若しくは同等の資格保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

イ システムアーキテクト

ロ 応用情報技術者

12 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 全ての構成員が1から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から11の要件を満たしていること。

ロ 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県震災復興・企画部情報システム課システム管理班(担当 小野寺 麻衣子 電話〇二二二一〇一一二四七六)

2 入札説明書及び仕様書の交付期間
平成二十六年一月二十八日(火)から二月十二日(水)までの土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)とする。

3 入札書の提出期限等

イ 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十六年三月四日(火)午前九時から十日(月)午後五時まで
ロ 書面により入札書を提出する場合
入札書の提出期限 平成二十六年三月十日(月)午後五時まで(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。

ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。

4 開札の日時及び場所
平成二十六年三月十一日(火)午前十時 宮城県行政庁舎三階 震災復興・企画部情報システム課

四 入札に参加することができない者
二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書の作成の要否 要

9 詳細は入札説明書及び仕様書による。

六 概要

Summary

1 Service(s) Required : Application maintenance for Miyagi Prefectural Government Electronic Common Base System (1 set)

2 Duration of Contract : April 1, 2014 to May 31, 2016

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Office and other locations

4 Deadline for Bid : March 10, 2014, 5 : 00 p.m.

5 Place and Time for Bid Selection : March 11, 2014, 10 : 00 a.m. Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, 3rd Floor Miyagi Prefectural Office building

6 Contact Information : Maiko Onodera, System Management Section, Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2476

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
塩竈市字伊保石七番二十三並びに五番、七番四
十、七番四十一、百三十九、百四十、百四十一及
地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

び百四十二番一の各一部

仙台市宮城野区榴岡四丁目六番一号

独立行政法人都市再生機構

宮城・福島震災復興支援局

局長 茂木 貴志

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二号

平成九年宮城県教育委員会告示第七号(個人情報保護条例に基づき実施機関が定める法人)の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十八日から施行する。

平成二十六年一月二十八日

宮城県教育委員会

「財団法人宮城県体育協会」を「公益財団法人宮城県体育協会」に、「財団法人宮城県文化振興財団」を「公益財団法人宮城県文化振興財団」に、「財団法人宮城県スポーツ振興財団」を「公益財団法人宮城県スポーツ振興財団」に改める。